

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、同表の八の項委任事務の欄中「広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）」を「広島県警察関係手数料条例」に改め、同表中八の項を九の項とし、同項の前に次のように加える。

八 警察本部交通部交通企画課	課長代理	次席	一 当該課で収納する広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の規定による手数料の出納及び保管
----------------	------	----	---

別表第二の九の項を次のように改める。

九			
健康福祉局がん対策課	課長	一 当該出納員の所属する機関の所掌に属する県税外収入に係る現金の出納及び保管	
健康福祉局医療介護人材課	課長		
健康福祉局障害者支援課	課長		
商工労働局イノベーション推進チーム	担当監		
商工労働局経営革新課	課長		

別表第四の五の項中

総務局財産管理課	総務局財産管理課出納員	を
総務局財産管理課	総務局財産管理課出納員	を
健康福祉局がん対策課	健康福祉局がん対策課出納員	に、
教育委員会事務局教育部高校教育指導課	教育委員会事務局教育部高校教育指導課出納員	を
教育委員会事務局教育部高校教育指導課	教育委員会事務局教育部高校教育指導課出納員	を
警察本部交通部交通企画課	警察本部交通部交通企画課出納員	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。